

毒物劇物取扱責任者の設置（変更）について

欠格事項	法第8条 第2項	第1号 第2号 第3号 第4号	18歳未満の者 心身障害等による 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤中毒者 毒物劇物又は薬事に関する罪により、罰金以上の刑
------	-------------	--------------------------	---

提出書類	・責任者設置（変更）届			【※医師の押印が必要】 【三か月以内】 【第2号、第3号に非該当である旨】		
	・診断書（毒劇物用）			【第4号に非該当である旨】		
	・宣誓書					
	・雇用契約書の写し / 役員の場合：在籍証明書（※使用関係を証するものであれば可）					
	・資格を証する書類の写し			以下のいずれかにより添付		
				・資格を証する書類の原本の提示と共に、その写しを添付		
				・資格を証する書類の写しに開設者が 原本照合 したものを添付		
				原本照合済の旨、照合年月日、開設者名（法人にあっては、その名称及び代表者の役職、氏名）を直接記載		
資格を証する書類						
第1項	第1号	薬剤師	必要書類：薬剤師免許			
	第2号	大学 <				